

令和 2 年 7 月 31 日

積算基準等の適用時期について

大阪府環境農林水産部で使用する下記積算基準等の適用時期は、令和 2 年度については、以下のとおりとします。

1. 農空間整備事業関係 積算基準

- ◎ 土地改良工事積算基準(土木工事)
- ◎ 土地改良工事積算基準(機械経費)
- ◎ 土地改良工事積算基準(施設機械)
- ◎ 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)

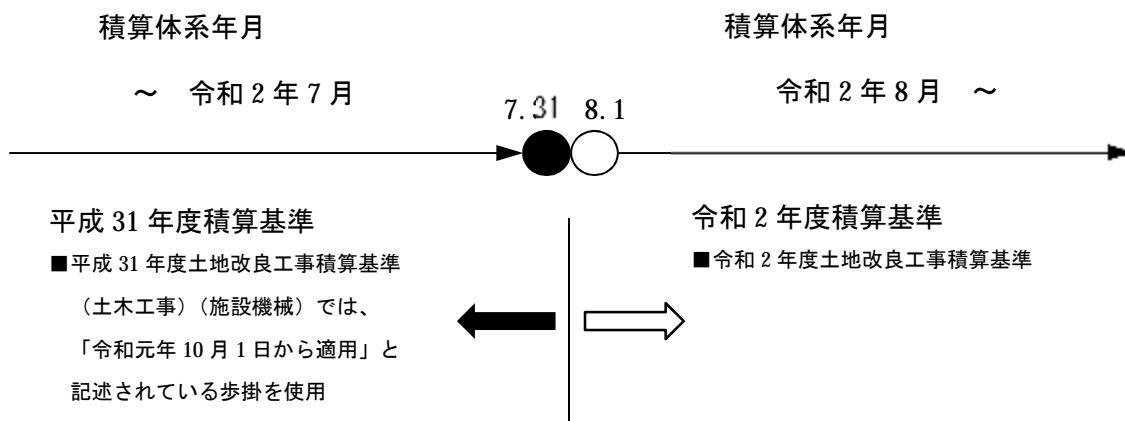
- 適用時期は金抜設計書の積算書鑑の「積算体系年月」で確認してください。
「積算体系年月」

- ① 【令和 2 年 7 月】以前 の場合 → 平成 31 年度歩掛を適用
- ② 【令和 2 年 8 月】以降 の場合 → 令和 2 年度歩掛を適用

- 平成 31 年度歩掛について

平成 31 年度土地改良工事積算基準(土木工事)(施設機械)に記載の歩掛のうち、「令和元年 9 月 30 日まで適用」の歩掛・基準等は、大阪府では適用しません。

大阪府では平成 31 年度歩掛は、「令和元年 10 月 1 日から適用」の歩掛・基準を適用しますのでご注意ください。



2. 治山事業関係 積算基準

- 森林整備保全事業設計積算要領 及び 標準歩掛
- ◎ 森林土木木製構造物施工マニュアル
- 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領

令和2年度歩掛については、8月1日から適用します。

なお、治山事業関係の発注案件では、基本的に、設計書に添付している「特記仕様書」内に、適用している積算基準名及び適用年度を記載しています。必ず特記仕様書により確認していただくをお願いします。また「単価適用年月日」は、金抜設計書の積算書総括情報表に記載しています。

3. そのほかの積算基準

例) 都市整備部の 建設工事積算基準など

環境農林水産部が所管していない積算基準・歩掛等を使用している場合は、

- (1) 見積参考資料に、使用している歩掛等を明示しています。
 - (2) 特記仕様書に、適用している積算基準・歩掛等の名称及び適用年度を明示することとしていますので、見積参考資料や特記仕様書などで確認してください。
- なお、適用年月日は、原則として所管している部局の適用に従っています。

4. その他

◎の印のある積算基準は、府政情報センターで閲覧できます。

●の印のある積算基準は、下記林野庁のホームページで確認できます。

(URL: https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html)

問合せ先:

環境農林水産部

検査指導課契約検査 G

電話 06-6941-0351(代表)

内線 2726、2727